

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第一条の三 法第十条第六項第十三号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 法第十条第六項第十三号の組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（契約の種類）</p> <p>第十条の五 法第十一条の二の四において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第十条の三十一までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の主務省令で定めるものは、特定貯金等契約（法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下「同じ。」とする。）とする。</p> <p>第十条の六 削除</p> | <p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第一条の三 法第十条第六項第十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（契約の種類）</p> <p>第十条の五 法第十一条の二の四において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第十条の三十一までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の主務省令で定めるものは、特定貯金等契約（法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下「同じ。」とする。）とする。</p> <p>（特定投資家が特定投資家以外の利用者とみなされる場合の期限日）</p> <p>第十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の主務省令で</p> |

定める場合は、組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2| 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める日は、組合が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする⁹。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第十条の七 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号の主務省令で定める事項は、同項に規定する申出者は、同条第二項の規定による承諾を行った組合のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第十条の九の二において同じ。）^{（一）}に關して特定投資家（金融商品取引法第二十一条に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）^{（二）}以外の利用者として取り扱われることになる旨とする。

（削る）

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）
第十条の七 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）^{（一）}に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商

(削る)

(削る)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第十条の九 令第一条の六第一項及び第一条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)(を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)(以外の利用者として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾をした組合のみから対象契約に関して特定投資家以外の利用者として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であっても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第十条の九 令第一条の六第一項及び第一条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第十条の九の三第一項各号に掲げる方法のうち組合が用いるもの
- 二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)
第十条の九の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定貯金等契約である旨
- 三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨
 - イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨
 - ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- 四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
- 五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三

- 一 前条第一項各号又は第十条の十二第一項各号に掲げる方法のうち組合が用いるもの
- 二 (略)

(新設)

第十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十条の九の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。()の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 組合の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「利用者」という。)()の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、組合がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(新設)

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、組合の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第十条の十二において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第十条の十二において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項)

第十条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項)

第十条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの

主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第十条の十二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間）

第十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「

主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

（新設）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 組合の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「利用者」という。）の使用に係る電子計算機と

前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の利用者への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第十条の十二の二 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定貯金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出

を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2 | 前項各号に掲げる方法は、組合がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
- 3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、組合の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接

(新設)

をした法人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号、次条第二項、第十条の十六第二項第三号及び第十条の十六の二において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第十条の十六において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第十条の十六において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第十条の十六の二において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項)

第十条の十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第十条の十六の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項)

第十条の十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした組合のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨
- 三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間)

第十条の十六の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の主務省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした組合のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(新設)

(特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第十条の十六の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定貯金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)
第十条の十七 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十七条の三十一の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十七条の三十一の二において同じ。)を送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)に

(新設)

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)
第十条の十七 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十七条の三十一の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十七条の三十一の二において同じ。)を送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)に

より多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第十条の二十二から第十条の二十四まで、第十条の二十六及び第十条の三十において「契約締結前交付書面」という。

)

(2)・(3) (略)

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十条の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。)に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特

より多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第十条の二十二から第十条の二十四まで、第十条の二十六及び第十条の二十九において「契約締結前交付書面」という。

)

(2)・(3) (略)

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十条の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。)に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特

定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十条の二十六第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十条の二十二に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二（略）

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ（略）

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第十条の三十第二号八において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2~4（略）

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第十条の二十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六（略）

定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十条の二十六第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第十条の二十二に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二（略）

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ（略）

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第十条の二十九第二号八において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2~4（略）

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第十条の二十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六（略）

十七 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十七条の三十一の十一第一項第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第十条第一項第四号及び第五十七条の三十一の十一第一項第十八号において同じ。）が存在する場合、当該組合が法第十一条の三の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第十一条第一項第四号又①及び第五十七条の三十一の十一第一項第十八号において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合、当該組合の法第十一条の三の二第一項第二号に定める苦情処理措置（同条

十七 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

（新設）

第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。）及び紛争解決措置（同条第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。）の内容

十九（略）

2（略）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第十条の二十九 準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条及び第五十七条の三十一の十六において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

十八（略）

2（略）

（新設）

(特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為)

第十条の三十 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、利用者(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項)において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。))に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの))について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約を締結する行為

イ〜ハ (略)

三丁五 (略)

外) (特定投資家を相手方とする場合における行為規制の適用除外の例)

(特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為)

第十条の二十九 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、利用者(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項)において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。))に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの))について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約を締結する行為

イ〜ハ (略)

三丁五 (略)

外) (特定投資家を相手方とする場合における行為規制の適用除外の例)

第十条の三十一 (略)

(貯金者等への情報の提供)

第十一条 組合は、法第十一条の三第一項の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～リ (略)

又| 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)| 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該組合が

法第十一条の三の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2)| 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組合

の法第十一条の三の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル| (略)

五・六 (略)

2～4 (略)

第十条の三十 (略)

(貯金者等への情報の提供)

第十一条 組合は、法第十一条の三第一項の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～リ (略)

(新設)

又| (略)

五・六 (略)

2～4 (略)

(内部規則等)

第十五条 組合は、信用事業（法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下同じ。）の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該組合が講ずる法第十一条の三の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者)

第十五条の二 法第十一条の三の二第二項第一号の主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生

(内部規則等)

第十五条 組合は、信用事業（法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下同じ。）の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新設)

活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十五条の三 法第十一条の三の二第二項第一号の苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 信用事業等関連苦情（信用事業等（法第九十二条の六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。次項第一号において同じ。）に関する苦情をいう。以下この条において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する組合内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 信用事業等関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取

（新設）

引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号において同じ。）が行う苦情の解決により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより信用事業等関連苦情の処理を図ること。

四 法第九十二条の六第一項の規定による指定（その紛争解決等業務の種別（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が同条第五項第三号に規定する共済事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第五条の八各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

五 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第九十二条の六第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

2 | 法第十一条の三の二第二項第二号の紛争解決措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）の規定によるあつ

せんをいう。()により信用事業等関連紛争(信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十二条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

四 法第九十二条の六第一項の規定による指定又は令第五条の八各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

五 信用事業等関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

3 | 前二項(第一項第五号及び前項第五号に限る。)の規定にかかわらず、組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過し

ない法人

二 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定により法第九十二条の六第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第五条の八各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定により法第九十二条の六第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第五条の八各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(特定信用事業代理業に係る内部規則等)

第五十七条の十九 特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該特定信用事業代理業者の所属組合が講ずる法第十一条の三の二第一項に定める措置の内容)の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。()に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいふ。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法(次条から第五十七条の三十)の十七までにおいて「準用金融商品取引法」という。(第三十

(特定信用事業代理業に係る内部規則等)

第五十七条の十九 特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。()に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいふ。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法(次条から第五十七条の三十)の十六までにおいて「準用金融商品取引法」という。(第三十

八条各号の規定に違反する行為

四・五 (略)

4 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類
似行為)

第五十七条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務
省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送
信する方法、電子メールを送信する方法、ピラ又はパンフレットを
配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数
の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物
品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示され
ているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その
他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景
品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の
ものとして提供する方法を含む。)

イ〜ハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九まで
、第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十七

八条各号の規定に違反する行為

四・五 (略)

4 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類
似行為)

第五十七条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務
省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送
信する方法、電子メールを送信する方法、ピラ又はパンフレットを
配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数
の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物
品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示され
ているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その
他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景
品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の
ものとして提供する方法を含む。)

イ〜ハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九まで
、第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十六

において、「契約締結前交付書面」という。）

(2) (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に關して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十七条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第五十七条の三十一の十七第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に關する契約締結前交付書面の記載事項)

第五十七条の三十一の十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一(十七) (略)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に依り、当該イ又はロに定

において、「契約締結前交付書面」という。）

(2) (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に關して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十七条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第五十七条の三十一の十六第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に關する契約締結前交付書面の記載事項)

第五十七条の三十一の十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一(十七) (略)

(新設)

める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の三の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該特定信用事業代理業者の所属組合の法第十一条の三の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に関する信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第五十七条の三十一の十六 準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)

十八 (略)

2 (略)

(新設)

の氏名又は名称

八 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為)

第五十七条の三十一の十七 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為)

第五十七条の三十一の十六 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約

の締結の代理又は媒介を行う行為

三丁五（略）

（割合の算定）

第五十七條の三十二 法第九十二條の六第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（同項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第五十七條の四十五において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第九十二條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第九十二條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた組合の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五十七條の三十四において同じ。）に農林水産大臣及び金融庁長官により公表されている組合（次条及び第五十七條の三十五第二項において「すべての組合」という

の締結の代理又は媒介を行う行為

三丁五（略）

（新設）

。の)の数で除して行うものとする。

(組合に対する意見聴取等)

第五十七条の三十三 法第九十二条の六第一項の申請をしようとする

者は、同条第二項の規定により、組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての組合の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての組合に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第五十七条の三十五第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 組合は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日)から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 | 法第九十二条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる

(新設)

事項のすべてを記載しなければならない。

- 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
 - 二 全ての組合の説明会への出席の有無
 - 三 全ての組合の意見書の提出の有無
 - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
 - 五 提出を受けた意見書に法第九十二条の六第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、組合から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の提出)

- 第五十七条の三十四 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

- 第五十七条の三十五 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

- 一 法第九十二条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該

事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第五十七条の四十二第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

2 | 二 | 法第九十二条の六第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 | 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 | 第五十七条の三十三第一項第二号の規定によりすべての組合に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 | すべての組合に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 | 組合に対して業務規程等を送付した場合には、当該組合に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ | 到達した場合 到達した年月日

ロ | 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因

3 | 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六

- 十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第五十七条の四十五第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
 - 二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面
 - 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）以下この項、第五十七条の三十九及び第五十七条の四十において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）
 - 四 役員が法第九十二条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
 - 五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
 - 六 紛争解決委員（法第九十二条の八第一項において準用する銀行

法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第五十七条の四十三第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務（法第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この項及び第五十七条の四十五において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第五十七条の四十五第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（信用事業に関連する事業）

第五十七条の三十六 法第九十二条の六第五項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

- 一 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四号）第六条第二項の規定により組合が行うことができる事務に係る事業
- 二 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第六項の規定により組合が行うことができる同法第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務に係る事業
- 三 保険業法第二百七十五条第二項の規定により組合が行うことができる保険募集の業務に係る事業

（新設）

四| スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十
三号）第十八条第二項の規定により組合が行うことができる同条
第一項各号に掲げる業務に係る事業

五| 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十
六号）第八十一条第二項の規定により組合が行うことができる同
法第八十条第一号及び第二号に掲げる業務（債務の保証の決定以
外の業務に限る。）に係る事業

六| 確定拠出年金法第六十一条第二項の規定により組合が行うこと
ができる同条第一項第一号、第二号及び第五号（同条第二項の厚
生労働省令で定める事務に限る。）に掲げる事務に係る事業

七| 確定拠出年金法第八十八条第二項の規定により組合が行うこと
ができる同法第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業に
係る事業

八| その他信用事業に関連する事業として農林水産大臣及び金融庁
長官が定めるもの

（業務規程で定めるべき事項）

第五十七条の三十七 法第九十二条の七第八号の主務省令で定めるも
のは、次に掲げる事項とする。

一| 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

二| 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務
所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三| 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

（新設）

- 四 苦情処理手続（法第九十二の六第五項第一号に規定する苦情処理手続であつて、信用事業等（同項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。）に係るものをいう。第五十七条の四十一において同じ。）又は紛争解決手続（法第九十二条の六第三項に規定する紛争解決手続であつて、信用事業等に係るものをいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（手続実施基本契約の内容）

第五十七条の三十八 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号の主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）は、当事者である加入組合（法第九十二条の七第四号に規定する加入組合をいう。以下同じ。）の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入組合に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第五十七条の三十九 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項第三号の指定信用事業等紛争解決機関の株式の所有、指定信用事業等紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定信用事業等紛争解決機関の事業を実質的に支配し

（新設）

（新設）

、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定信用事業等紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定信用事業等紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定信用事業等紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定信用事業等紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定信用事業等紛争解決機関との間で指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定信用事業等紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債

の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定信用事業等紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定信用事業等紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第五十七條の四十 法第九十二條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項第三号の指定信用事業等紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者であ

（新設）

つて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 指定信用事業等紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定信用事業等紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定信用事業等紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定信用事業等紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この条において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定信用事業等紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定信用事業等紛争解決機関の役員若しくは指定信用事業等紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三 指定信用事業等紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第一号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定信用事業等紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定信用事業等紛争解決機関が融資を行っている場合（指定信用事業等紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定信用事業等紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定信用事業等紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第五十七条の四十一 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定信用事業等紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入組合の利用者が信用事業等関連苦情（信用事業等に関する苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入組合の利用者及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入組合の名称

（新設）

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定信用事業等紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第五十七条の四十二 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る信用事業等関連紛争（信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

（新設）

| |
|--|
| <p>五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者</p> |
| <p>2 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第三号の主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。</p> <p>一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格</p> <p>二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格</p> <p>三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格</p> |
| <p>3 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第五号の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者</p> |
| <p>イ 判事</p> <p>ロ 判事補</p> <p>ハ 検事</p> |

二 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授
二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 信用事業等関連苦情を処理する業務又は信用事業等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、利用者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 農林水産大臣及び金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

（信用事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者に対する説明）

第五十七条の四十三 指定信用事業等紛争解決機関は、法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項の規定による説明をするに当たり信用事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

（新設）

2 | 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項の手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている信用事業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 信用事業等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては信用事業等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該信用事業等関連紛争の当事者に通知すること。

四 信用事業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第五十七条の四十四 指定信用事業等紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 | 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七

（新設）

十三第九項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（届出事項）

第五十七条の四十五 指定信用事業等紛争解決機関は、法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び組合の名称

- 二 次項第六号に掲げる場合 指定信用事業等紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

（新設）

- 三 次項第七号に掲げる場合 組合が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと思込まれる理由及び当該組合の名称
- 四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
 - ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
 - ハ 行為の概要
 - ニ 改善策
- 2 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号の主務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。
 - 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
 - 二 親法人（指定信用事業等紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定信用事業等紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。
 - 三 親法人が親法人でなくなったとき。
 - 四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
 - 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。
 - 六 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の

六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定信用事業等紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 組合から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定信用事業等紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定信用事業等紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入組合又はその役員等が指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定信用事業等紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第五十七条の四十六 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第五号により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付し

（新設）

なければならぬ。

3 指定信用事業等紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定信用事業等紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

5 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用事業等紛争解決機関が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(組合がその経営を支配している法人)
第五十七条の四十七 令第五条の十三第三号の主務省令で定めるものは、当該組合の子法人等とする。

(組合がその経営を支配している法人)
第五十七条の三十二 令第五条の八第三号の主務省令で定めるものは、当該組合の子法人等とする。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第七条の七 削除</p> <p>（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）</p> <p>第七条の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号の主務省令で定める事項は、同項に規定する申出者は、同条第二項の規定による承諾を行った組合又は連合会のみから対象契約（同項に規定</p> | <p>（特定投資家が特定投資家以外の利用者となされる場合の期限日）</p> <p>第七条の七 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める場合は、組合又は連合会が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合又は連合会の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。</p> <p>一 当該日</p> <p>二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める日は、組合又は連合会が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。</p> <p>（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）</p> <p>第七条の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> |

する対象契約をいう。第七条の十の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二十一条に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の利用者として取り扱われることになる旨とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第七条の九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二十一条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の利用者として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾をした組合又は連合会のみから対象契約に関して特定投資家以外の利用者として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第七条の九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第七条の十 令第九条の二第一項及び第九条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第七条の十の三第一項各号に掲げる方法のうち組合又は連合会が用いるもの

二（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第七条の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定貯金等契約である旨

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者という。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第七条の十 令第九条の二第一項及び第九条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第七条の十三第一項各号に掲げる方法のうち組合又は連合会が用いるもの

二（略）

（新設）

ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第七条の十の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。()の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 組合又は連合会の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この号及び第三項において「利用者」という。)(の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(新設)

ロ 組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、組合又は連合会がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、組合又は連合会の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合又は連合会が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合又は連合会の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 (略)
- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合又は連合会が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合又は連合会の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 (略)
- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の

三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第七条の十三において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合又は連合会が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第七条の十三において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項）

第七条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七条の十三の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合又は連合会が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項）

第七条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

（新設）

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間)

第七条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の主務省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第七条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 組合又は連合会の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「利用者」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法

2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、組合又は連合会がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければな

(特定投資家以外の利用者への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第七条の十三の二 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定貯金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう

らない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、組合又は連合会の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう

。次号、次条第二項、第七条の十七第二項第三号及び第七条の十七の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第七条の十七において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七条の十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合又は連合会が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合又は連合会の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第七条の十七の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合又は連合会が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第七条の十七において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七条の十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合又は連合会が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合又は連合会の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合又は連合会が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法

(申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項)

第七条の十七 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七条の十七の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした組合又は連合会のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項)

第七条の十七 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした組合又は連合会のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間)

第七条の十七の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の主務省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第七条の十七の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定貯金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合におい

(新設)

(新設)

て、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)
第七条の十八 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十条の三十一の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十条の三十一の二において同じ。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ〜ハ (略)

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)

第七条の十八 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十条の三十一の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十条の三十一の二において同じ。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ〜ハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

(第七条の二十三から第七条の二十五まで、第七条の二十七及び第七条の三十の二において「契約締結前交付書面」という。)

(2)・(3) (略)

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七条の五第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。)に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七条の二十七第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨貯金等書面」という。)を交付している場合(当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 (略)

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

(第七条の二十三から第七条の二十五まで、第七条の二十七及び第七条の三十において「契約締結前交付書面」という。)

(2)・(3) (略)

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七条の五第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。)に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七条の二十七第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨貯金等書面」という。)を交付している場合(当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 (略)

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内

容とする特定貯金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ (略)

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第七条の三十の二第二号八において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2~4 (略)

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第七条の二十七 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六 (略)

十七 当該組合又は連合会が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となつてゐる認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同項に規定する認定業務をいう。)(の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第一項第十七号において同じ。)(の有無(対象事業者となつてゐる場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称)

容とする特定貯金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ (略)

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第七条の三十第二号八において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2~4 (略)

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第七条の二十七 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六 (略)

十七 当該組合又は連合会が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となつてゐる認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同項に規定する認定業務をいう。)(の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第一項第十七号において同じ。)(の有無(対象事業者となつてゐる場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称)

十八 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

(新設)

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第二百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第八条第一項第四号又、第四十八条第一項第一号二及び第五十条の三十一の十一第一項第十八号において同じ。）が存在する場合 当該組合又は連合会が法第十一条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第二百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第八条第一項第四号又(1)、第四十八条第一項及び第五十条の三十一の十一第一項第十八号イにおいて同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組合又は連合会の法第十一条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同条第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

十九 (略)

2 (略)

十八 (略)

2 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第七条の三十 準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引

(新設)

法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条及び第五十条の三十一の十六において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為）

第七条の三十の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、利用者（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者）とみなされる者を除き、準用金融商品取引法

（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為）

第七条の三十 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、利用者（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者）とみなされる者を除き、準用金融商品取引法

第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項）において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約を締結する行為

イ）二（略）

三）五（略）

（貯金者等への情報の提供）

第八条 組合又は連合会は、法第十一条の十の二第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一）三（略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ）リ（略）

第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項）において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約を締結する行為

イ）二（略）

三）五（略）

（貯金者等に対する情報の提供）

第八条 組合又は連合会は、法第十一条の十第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一）三（略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ）リ（略）

又| 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(新設)

(1)| 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2)| 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組合又は連合会の法第十一条の十の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル| (略)

又| (略)

五・六 (略)

五・六 (略)

2} 4 (略)

2} 4 (略)

(内部規則等)

(内部規則等)

第十三条 組合又は連合会は、信用事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該組合又は連合会が講ずる法第十一条の十の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。) に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。) を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

第十三条 組合又は連合会は、信用事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。) に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。) を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者）

第十三条の二 法第十一条の十の二第二項第一号の主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十三条の三 法第十一条の十の二第二項第一号の苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 信用事業等関連苦情（信用事業等（法第二百一十一条の六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。次項第一号において同じ。）に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同

（新設）

（新設）

じ。) の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則(当該業務に関する組合又は連合会内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 信用事業等関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにこの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項(同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。)の規定により金融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。)又は認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号において同じ。)が行う苦情の解決により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより信用事業等関連苦情の処理を図ること。

四 法第二百一十一条の六第一項の規定による指定(その紛争解決等業務の種類(同条第四項に規定する紛争解決等業務の種類をいう。)が同条第五項第三号に規定する共済事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。)又は令第二十四条の七各号に掲げ

る指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

五 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第二百二十一条の六第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

2 法第十一条の十の第二項第二号の紛争解決措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）の規定によるあつせんをいう。）により信用事業等関連紛争（信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

四 法第二百二十一条の六第一項の規定による指定又は令第二十四条

の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

五 信用事業等関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

3

前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、組合又は連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは法第二百一十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定により法第二百一十一条の六第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定に

より刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは法第二百一十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定により法第二百一十一条の六第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十二条 連合会は、法第八十七条の三第四項(法第八十七条の三第六項(法第百条第一項において準用する場合を含む。))及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該連合会及びその子会社等(第六条に規定する者をいう。第四十二条の四第二項第二号及び第四十八条第三項を除き、以下同じ。)に関する次に掲げる書面

(連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十二条 連合会は、法第八十七条の三第四項(法第八十七条の三第六項(法第百条第一項において準用する場合を含む。))及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該連合会及びその子会社等(第六条に規定する者をいう。第四十八条第三項を除き、以下同じ。)に関する次に掲げる書面

四丁六 (略)

254 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会 次に掲げる事項

イハ (略)

二 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該組合

又は連合会が法第十一条の十の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組

合又は連合会の法第十一条の十の二第一項第一号に定める

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

四丁六 (略)

254 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会 次に掲げる事項

イハ (略)

二 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(新設)

ホ・ヘ (略)

二 法第十一条第一項第十一号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合(前号及び次号に掲げる組合を除く。) 次に掲げる事項

イ・ニ (略)

ホ 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i) 指定共済事業等紛争解決機関(法第二百一十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この(3)において同じ。)が存在する場合 当該組合が法第十五条の九の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii) 指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組合の法第十五条の九の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ハ・ト (略)

三 (略)

2
4 (略)

(特定信用事業代理業に係る内部規則等)

第五十条の十九 特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代

ホ・ヘ (略)

二 法第十一条第一項第十一号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合(前号及び次号に掲げる組合を除く。) 次に掲げる事項

イ・ニ (略)

ホ 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(新設)

ハ・ト (略)

三 (略)

2
4 (略)

(特定信用事業代理業に係る内部規則等)

第五十条の十九 特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代

理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該特定信用事業代理業者の所属組合が講ずる法第十一条の十の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一（略）

2（略）

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第二百一十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第五十条の三十一の十二まで及び第五十条の三十一の十四から第五十条の三十一の十七までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一（略）

2（略）

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第二百一十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第五十条の三十一の十二まで及び第五十条の三十一の十四から第五十条の三十一の十六までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五（略）

4（略）

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九まで、第五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。）

四・五（略）

4（略）

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九まで、第五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十六において「契約締結前交付書面」という。）

(2) (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第五十条の三十一の十七第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第五十条の三十一の十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす

一 十七 (略)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

(2) (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第五十条の三十一の十六第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第五十条の三十一の十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 十七 (略)

(新設)

イ 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該特定信用事業代理業者の所属組合の法第十一条の二第一項第一号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む)以下この条において同じ。()の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちに掲げるもの

イ 特定信用事業代理業者(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「利用者」とい

十八 (略)

2 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む)以下この条において同じ。()の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちに掲げるもの

イ 特定信用事業代理業者(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「利用者」とい

う。()又は当該特定信用事業代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。()の使用に係る電子計算機と利用者等(利用者及び利用者との契約により利用者ファイル(専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。()の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

八・二 (略)

という。()又は当該特定信用事業代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。()の使用に係る電子計算機と利用者等(利用者及び利用者との契約により利用者ファイル(専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。()の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

八・二 (略)

二 (略)

2・3 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に関する信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第五十条の三十一の十六 準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為)

第五十条の三十一の十七 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為)

第五十条の三十一の十六 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項(法第十条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。

() に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う行為

三 五 (略)

(割合の算定)

第五十条の三十一 法第二百一十一条の六第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。))の内容についての異議の有無

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。

() に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う行為

三 五 (略)

(新設)

並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（同項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならずとされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた組合及び連合会の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五十条の三十四において同じ。）に農林水産大臣及び金融庁長官により公表されている組合及び連合会（次条及び第五十条の三十五第二項において「すべての組合及び連合会」という。）の数で除して行うものとする。

（組合及び連合会に対する意見聴取等）

第五十条の三十三 法第二百一十一条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、組合及び連合会に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定め

（新設）

るところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての組合及び連合会の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての組合及び連合会に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（以下「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 組合及び連合会は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第二百一十一条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての組合及び連合会の説明会への出席の有無

三 すべての組合及び連合会の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第二百一十一条の六第一項第八号に規定

する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、組合及び連合会から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の提出)

第五十条の三十四 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第五十条の三十五 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第二百一十一条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)(が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第五十条の四十二第三項第二号において同じ。)(である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

- 二 法第百二十一条の六第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類
- 2 法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。
 - 一 第五十条の三十三第一項第二号の規定によりすべての組合及び連合会に対して交付し、又は送付した業務規程等
 - 二 すべての組合及び連合会に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類
 - 三 組合及び連合会に対して業務規程等を送付した場合には、当該組合及び連合会に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類
 - イ 到達した場合 到達した年月日
 - ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因
- 3 法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第五十条の四十五第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務

所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十条の三十九及び第五十条の四十において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第二百一十一条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員履歴書（役員が法人である場合には、当該役員沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。以下同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務（法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第五十条の四十五において「役員等」という。）の確保

の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第三十四条の四第一項第五号に掲げる者をいう。以下同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（信用事業に関連する事業）

第五十条の三十六 法第二百一条の六第五項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

- 一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十
六号）第八十一条第二項の規定により組合又は連合会が行うこと
ができる同法第八十条第一号及び第二号に掲げる業務（債務の保
証の決定以外の業務に限る。）に係る事業
- 二 その他信用事業に関連する事業として農林水産大臣及び金融庁
長官が定めるもの

（業務規程で定めるべき事項）

第五十条の三十七 法第二百一条の七第八号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務
所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

（新設）

（新設）

四 苦情処理手続（法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続であつて、信用事業等（同項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。）に係るものをいう。以下同じ。）又は紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続であつて、信用事業等に係るものという。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（手続実施基本契約の内容）

第五十条の三十八 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号の主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第二百一十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）は、当事者である加入組合（法第二百一十一条の七第四号に規定する加入組合をいう。以下同じ。）の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入組合に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第五十条の三十九 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項第三号の指定信用事業等紛争解決機関の株式の所有、指定信用事業等紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定信用事業等紛争解決機関の事業を実質的に支配し

（新設）

（新設）

、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定信用事業等紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定信用事業等紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定信用事業等紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定信用事業等紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定信用事業等紛争解決機関との間で指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定信用事業等紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債

の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。) の総額の三分の一以上について特定の者が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び次条第七号において同じ。)を行っている場合(当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。)における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。)に規定する前各号に掲げる者の指定信用事業等紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定信用事業等紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

(子会社等)

第五十条の四十 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項第三号の指定信用事業等紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者であ

(新設)

つて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 指定信用事業等紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定信用事業等紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定信用事業等紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定信用事業等紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定信用事業等紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定信用事業等紛争解決機関の役員若しくは指定信用事業等紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三 指定信用事業等紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定信用事業等紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定信用事業等紛争解決機関が融資を行っている場合（指定信用事業等紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定信用事業等紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定信用事業等紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第五十条の四十一 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定信用事業等紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入組合の利用者が信用事業等関連苦情（信用事業等に関する苦情をいう。以下同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入組合の利用者及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入組合の名称

（新設）

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定信用事業等紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第五十条の四十二 法第二百一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第二百一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る信用事業等関連紛争（信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこと

（新設）

となつた日から三年を経過しない者

2| 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第三号の主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に應ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3| 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第五号の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

二 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授
二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 信用事業等関連苦情を処理する業務又は信用事業等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、利用者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 農林水産大臣及び金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

（信用事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者に対する説明）

第五十条の四十三 指定信用事業等紛争解決機関は、法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項の規定による説明をするに当たり信用事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

（新設）

2 | 法第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項の手続実施記録（以下「手続実施記録」という。）に記載されている信用事業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 信用事業等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては信用事業等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該信用事業等関連紛争の当事者に通知すること。

四 信用事業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第五十条の四十四 指定信用事業等紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 | 法第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の

（新設）

七十三第九項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（届出事項）

第五十条の四十五 指定信用事業等紛争解決機関は、法第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び組合又は連合会の名称

二 次項第六号に掲げる場合 指定信用事業等紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

（新設）

三 次項第七号に掲げる場合 組合又は連合会が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該組合又は連合会の名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 法第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号の主務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定信用事業等紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定信用事業等紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなったとき。

四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定信用事業等紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 組合又は連合会から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定信用事業等紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定信用事業等紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入組合又はその役員等が指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定信用事業等紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第五十条の四十六 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第五号により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及

（新設）

び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならぬ。

3 指定信用事業等紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定信用事業等紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

5 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用事業等紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第五十条の四十七 (略)

第五十条の三十二 (略)

改正案

現行

| | |
|--|--|
| <p>(付随業務) 第五十八条 (略)</p> <p>2) 4 (略)</p> <p>5 法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一) 三 (略)</p> <p>6 法第五十四条第四項第十六号の農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。</p> <p>7) (略)</p> <p>(預金者等に対する情報の提供)</p> <p>第六十条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一) 三 (略)</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> | <p>(付随業務) 第五十八条 (略)</p> <p>2) 4 (略)</p> <p>5 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一) 三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6) (略)</p> <p>(預金者等に対する情報の提供)</p> <p>第六十条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一) 三 (略)</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> |
|--|--|

イリ (略)

又| 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1)| 指定紛争解決機関（法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第八十五条の二十四第一項第十八号、第一百二十二条第四号八及び第四百七条の十一第一項第十八号において同じ。）が存在する場合、農林中央金庫が法第五十七条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2)| 指定紛争解決機関が存在しない場合、農林中央金庫の法第五十七条の二第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同条第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

ル (略)

五・六 (略)

2
4 (略)

(内部規則等)

第七十一条 農林中央金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要

イリ (略)

(新設)

又| (略)

五・六 (略)

2
4 (略)

(内部規則等)

第七十一条 農林中央金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要

な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに農林中央金庫が講ずる法第五十七条の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者）

第七十一条の二 法第五十七条の二第二項第一号の主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（新設）

(農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第七十一条の三 法第五十七条の二第二項第一号の苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 農林中央金庫業務関連苦情(農林中央金庫業務(法第九十五条の六第二項に規定する農林中央金庫業務をいう。次項第一号において同じ。))に関する苦情をいう。以下この条において同じ。()の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 農林中央金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則(当該業務に関する農林中央金庫内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 農林中央金庫業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項(同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。)()の規定により金融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。)()又は認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体)をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第一項第十七号及び

(新設)

第四百七十七条の十一第一項第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十二年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

四 令第四十九条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

五 農林中央金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第九十五条の六第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第五十七条の二第二項第二号の紛争解決措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により農林中央金庫業務関連紛争（農林中央金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続によ

り農林中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により農林中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第四十九条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により農林中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。

五 農林中央金庫業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により農林中央金庫業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により農林中央金庫業務関連苦情の処理又は農林中央金庫業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第九十五条の六第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第四十九条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 其の業務を行う役員（役員が法人であるときは、其の職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、其の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第九十五条の六第一項の規定による指定を取り消された法人において、其の取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者で其の取消しの日から五年を経過しない者又は令第四十九条各号に掲げる指定を取り消された法人において、其の取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者で其の取消しの日から五年を経過しない者

第八十五条の四 削除

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）
第八十五条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第八十五条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号の主務省令で定める事項は、同項に規定する申出者は、同条第二項の規定による承諾を行った農林中央金庫から対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第八十五条の七の二において同じ。)に関して特定投資家(金融商品取引法第二十一条に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(削る)

(削る)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定めた日であって同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第八十五条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家(金融商品取引法第二十一条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾をした農林中央金庫から対象契約に関して特定投資家以

(削る)

(情報通信の技術を利用した提供)

第八十五条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第八十五条の七 令第九条第一項及び第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第八十五条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち農林中央金庫が用いるもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第八十五条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の

外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第八十五条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第八十五条の七 令第九条第一項及び第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第八十五条の十第一項各号に掲げる方法のうち農林中央金庫が用いるもの

二 (略)

(新設)

主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
 - イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
 - ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- 四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
- 五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第八十五条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用

（新設）

する場合を含む。以下この項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、農林中央金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、農林中央金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第八十五条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第八十五条の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第八十五条の十において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第八十五条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第八十五条の十において同じ。)に關して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第八十五条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第八十五条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に關して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が

次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第八十五条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の主務省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第八十五条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法

第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)(の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて

当該顧客の閲覧に供し、農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

- 2 | 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、農林中央金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

- 3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、農林中央金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第八十五条の十一の二 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」といふ。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号、次条第二項、第八十五条の十四第二項第三号及び第八十五条の十四の二において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第八十五条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第八十五条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第八十五条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第八十五条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第八十五条の十四の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定められた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第八十五条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第八十五条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定められた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第八十五条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした農林中央金庫から対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第八十五条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の主務省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)(当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした農林中央金庫から対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(新設)

記載事項)

第八十五条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為)
第八十五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第四百四十七条の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第四百四十七条の二において同じ。)を送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数

(新設)

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為)
第八十五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第四百四十七条の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第四百四十七条の二において同じ。)を送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数

の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第八十五条の二十から第八十五条の二十二まで、第八十五条の二十四及び第八十五条の二十七の二において「契約締結前交付書面」という。)

(2)・(3) (略)

(特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第八十五条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)
(に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該

の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第八十五条の二十から第八十五条の二十二まで、第八十五条の二十四及び第八十五条の二十七において「契約締結前交付書面」という。)

(2)・(3) (略)

(特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第八十五条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)
(に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該

特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十五条の二十四第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第八十五条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二（略）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行おうとする場合においては、次に掲げるとき。

イ（略）

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第八十五条の二十七の二第三号八において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2~4（略）

（特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六（略）

特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十五条の二十四第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第八十五条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二（略）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行おうとする場合においては、次に掲げるとき。

イ（略）

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第八十五条の二十七第三号八において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2~4（略）

（特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六（略）

十七 農林中央金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい
る認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保
護団体の認定業務（同法第七十九条の十一第一項に規定する認定業
務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資
者保護団体に限る。以下この号及び第四百四十七条の十一第一項第
十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合に
あつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定
める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 農林中央金庫が法第五十
七条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措
置を講ずる当該手続実施基本契約（以下このイ及び第四百十二
条第一項第四号八(1)において同じ。）の相手方である指定紛争解
決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 農林中央金庫の法第五
十七条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措
置の内容

十九 (略)

2 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第八十五条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商

十七 農林中央金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十
一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい
る認定投資者保護団体（同法第七十九条の十一第一項に規定する認
定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者
保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象
となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。
以下同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、
当該認定投資者保護団体の名称）

(新設)

十八 (略)

2 (略)

(新設)

品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の規定による登録の意義
- 二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条及び第四百七条の十六において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項
 - イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為）

第八十五条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 （略）

三 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三

（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為）

第八十五条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 （略）

三 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三

十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ～ハ（略）

四～六（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第一百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三（略）

四 農林中央金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 農林中央金庫が法第五十七條の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結す

十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ～ハ（略）

四～六（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第一百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三（略）

四 農林中央金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

（新設）

る措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛

争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 農林中央金庫の法第

五十七条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解

決措置の内容

五・六 (略)

(農林中央金庫代理業に係る内部規則等)

第三百二十五条 農林中央金庫代理業者は、その営む農林中央金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに農林中央金庫が講ずる法第五十七条の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第四百四十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役

五・六 (略)

(農林中央金庫代理業に係る内部規則等)

第三百二十五条 農林中央金庫代理業者は、その営む農林中央金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第四百四十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役

員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員（が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 準用銀行法第五十二条の四五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第百四十七条の十六の二までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四〇六（略）

4（略）

（特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告の類似行為）

第百四十七条の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に對して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の

員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員（が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 準用銀行法第五十二条の四五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第百四十七条の十六までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四〇六（略）

4（略）

（特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告の類似行為）

第百四十七条の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に對して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の

ものとして提供する方法を含む。)

イハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第百四十七条の七から第百四十七条の九まで、第百四十七条の十一及び第百四十七条の十六の二において「契約締結前交付書面」という。)

(2) (略)

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百四十七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第百四十七条の十六の二第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

ものとして提供する方法を含む。)

イハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第百四十七条の七から第百四十七条の九まで、第百四十七条の十一及び第百四十七条の十六において「契約締結前交付書面」という。)

(2) (略)

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百四十七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第百四十七条の十六第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第百四十七条の十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一十七 (略)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 農林中央金庫が法第五十

七条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 農林中央金庫の法第五十七条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2 (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務に関する信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第百四十七条の十六 準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第百四十七条の十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一十七 (略)

(新設)

十八 (略)

2 (略)

(新設)

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為）

第四百四十七条の十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項）において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面

（特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為）

第四百四十七条の十六 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項）において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面

を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う行為

三丁五（略）

（農林中央金庫に対する意見聴取等）

第百四十七条の十七 法第九十五条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、農林中央金庫に対し、業務規程（同条第一項第七号に規定する業務規程をいう。以下この項及び第百四十七条の二十八第二項において同じ。）の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、農林中央金庫の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、農林中央金庫に対し、説明会の開催日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第百四十七条の十九第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又

を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う行為

三丁五（略）

（新設）

は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

□ 説明会の開催年月日時及び場所

八 農林中央金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号八の一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第九十五条の六第三項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 説明会の開催年月日時及び場所

二 農林中央金庫の説明会への出席の有無

三 農林中央金庫の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第九十五条の六第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、農林中央金庫から提出を受けた意見書を添付するものとする。

(指定申請書の提出)

第四百四十七条の十八 法第九十五条の八第一項において準用する銀行

法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し

、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第四百七十七条の十九 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 法第九十五条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。

一)が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第四百七十七条の二十五第三項第二号において同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 法第九十五条の六第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第四百七十七条の十七第二号の規定により農林中央金庫に對して交付し、又は送付した業務規程等

二 農林中央金庫に對して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 農林中央金庫に對して業務規程等を送付した場合には、その到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合

(新設)

の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因

3

法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第四百四十七条の二十八第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第四百四十七条の二十二及び第四百四十七条の二十三において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第九十五条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨

の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第四百七十七条の二十六第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務（法第九十五条の六第二項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この項及び第四百七十七条の二十八において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第四百七十七条の二十八第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務規程で定めるべき記載事項）

第四百七十七条の二十 法第九十五条の七第八号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務

（新設）

所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続（法第九十五条の六第二項に規定する苦情処理手続をいう。第四百七十七条の二十四において同じ。）又は紛争解決手続（法第九十五条の六第二項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（手続実施基本契約の内容）

第四百七十七条の二十一 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第七項第十一号の主務省令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）は、当事者である加入農林中央金庫（法第九十五条の七第四号に規定する加入農林中央金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入農林中央金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第四百七十七条の二十二 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項第三号の指定紛争解決機関の株式所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を

（新設）

（新設）

与える関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の子の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ

。 () の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第四百四十七条の二十三 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項第三号の指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の

（新設）

事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないことを認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体を代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この条において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであった者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人

事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。()における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。)に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第四百四十七条の二十四 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入農林中央金庫の顧客が農林中央金庫業務関連苦情(農林中央金庫業務(法第九十五条の六第二項に規定する農林中央金庫業務をいう。次条第一項第四号において同じ。))に関する苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。()の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入農林中央金庫の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称

(新設)

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第四百四十七条の二十五 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る農林中央金庫業務関連紛争（農林中央金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

（新設）

| |
|--|
| <p>五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者</p> |
| <p>2 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第三号の主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。</p> <p>一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格</p> <p>二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格</p> <p>三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格</p> |
| <p>3 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第五号の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者</p> |
| <p>イ 判事</p> <p>ロ 判事補</p> <p>ハ 検事</p> |

二 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授
二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 農林中央金庫業務関連苦情を処理する業務又は農林中央金庫業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 農林水産大臣及び金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同年以上の知識及び経験を有すると認められた者

（農林中央金庫業務関連紛争の当事者である加入農林中央金庫の顧客に対する説明）

第四百四十七条の二十六 指定紛争解決機関は、法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項の説明をするに当たり農林中央金庫業務関連紛争の当事者である加入農林中央金庫の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

（新設）

2 | 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項の手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている農林中央金庫業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 農林中央金庫業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては農林中央金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該農林中央金庫業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 農林中央金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合には作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第百四十七条の二十七 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

（新設）

2 | 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第六項の特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（届出事項）

第四百四十七条の二十八 指定紛争解決機関は、法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約（法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。第三号及び次項第七号において同じ。）を締結し、又は終了した年月日
- 二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた

（新設）

- 者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約
- 三 次項第七号に掲げる場合 農林中央金庫が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由
 - 四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
 - ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
 - ハ 行為の概要
 - ニ 改善策
- 2 | 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号の主務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。
- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
 - 二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。
 - 三 親法人が親法人でなくなったとき。
 - 四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
 - 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 農林中央金庫から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入農林中央金庫又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第四百七条の二十九 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十五号により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及

（新設）

| | |
|---|---|
| <p>び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならぬ。</p> <p>3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。</p> <p>4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>5 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第百五十二条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法又はこの命令の規定による認可、承認又は指定に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第九十五条の六第一項の規定による指定に関する申請に対する処分は、二月以内にす</p> <p>るよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(標準処理期間)</p> <p>第百五十二条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法又はこの命令の規定による認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> |
|---|---|

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、第一条中農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条の五、第十条の十七第三号二(1)並びに第十条の二十四第一項第一号及び第三号口の改正規定、同命令第十条の二十六第一項第十八号を第十九号とし、第十七号の次に一号を加える改正規定、同命令第十条の三十を第十条の三十一とする改正規定、同命令第十条の二十九の改正規定（「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める部分に限る。）、同条を同命令第十条の三十とし、同命令第十条の二十八の次に一条を加える改正規定、同命令第十一条第一項第四号又をルとし、リに次のように加える改正規定、同命令第十五条の改正規定、同命令第十五条の次に二条を加える改正規定、同命令第五十七条の十九、第五十七条の三十一第三項第三号、第五十七条の三十一の二第三号二(1)及び第五十七条の三十一の九第一項第二号の改正規定、同命令第五十七条の三十一の十一第一項第十八号を第十九号とし、第十七号の次に一号を加える改正規定、同命令第五十七条の三十一の十六の改

、同命令第五十条の三十一の十五の次に一条を加える改正規定、第二条中農林中央金庫法施行規則第六十条第一項第四号又をルとし、リに次のように加える改正規定、同命令第七十一条の改正規定、同命令第七十一条の次に二条を加える改正規定、同命令第八十五条の十五第三号二(1)の改正規定、同命令第八十五条の二十二第一項第一号及び同項第三号の改正規定、同命令第八十五条の二十四第一項第十八号を第十九号とし、第十七号の次に一号を加える改正規定、同命令第八十五条の二十七の改正規定（「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める部分に限る。）、同条を同命令第八十五条の二十七の二とし、同命令第八十五条の二十六の次に一条を加える改正規定、同命令第一百十二条第四号に次のように加える改正規定、同命令第三百三十五条、第四百七十七条第三項第三号、第四百七十七条の二第三号二(1)及び第四百七十七条の九第一項第二号の改正規定、同命令第四百七十七条の十一第一項第十八号を第十九号とし、第十七号の次に一号を加える改正規定、同命令第四百七十七条の十六の改正規定（「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める部分に限る。）、同条を同命令第四百七十七条の十六の二とし、同命令第四百七十七条の十五の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家による申出の方法）

正規定（「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める部分に限る。）、「同条を同命令第五十七
条の三十一の十七とし、同命令第五十七条の三十一の十五の次に一条を加える改正規定、第二条中漁業協
同組合等の信用事業等に関する命令第七条の十八第三号二(1)並びに第七条の二十五第一項第一号及び第三
号口の改正規定、同命令第七条の二十七第一項第十八号を第十九号とし、第十七号の次に一号を加える改
正規定、同命令第七条の三十の改正規定（「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める部分に
限る。）、「同条を同命令第七条の三十の二とし、同命令第七条の二十九の次に一条を加える改正規定、同
命令第八条第一項第四号又をルとし、リに次のように加える改正規定、同命令第十三条の改正規定、同命
令第十三条の次に二条を加える改正規定、同命令第四十八条第一項第一号二に次のように加える改正規定
、「同項第二号ホに次のように加える改正規定、同命令第五十条の十九の改正規定（「従業者」を「従業員
」に改める部分を除く。）、「同命令第五十条の三十一第三項第三号、第五十条の三十一の二第三号二及び
第五十条の三十一の九第一項第二号の改正規定、同命令第五十条の三十一の十一第一項第十八号を第十九
号とし、第十七号の次に一号を加える改正規定、同命令第五十条の三十一の十六の改正規定（「第三十八
条第六号」を「第三十八条第七号」に改める部分に限る。）、「同条を同命令第五十条の三十一の十七とし

第二条 改正法附則第三条第四項において準用する同条第二項の規定により改正法第四条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四において準用する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十四条の二第一項の規定による申出をする場合には、当該申出に係る新金融商品取引法第三十四条の二第一項の契約の種類（改正法第四条の規定による改正前の農業協同組合法第十一条の二の四において準用する改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を得たものに限る。）を明らかにしてしなければならない。

第三条 改正法附則第三条第四項において準用する同条第二項の規定により改正法第五条の規定による改正後の水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をする場合には、当該申出に係る新金融商品取引法第三十四条の二第一項の契約の種類（改正法第五条の規定による改正前の水産業協同組合法第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する改正法第

一条の規定による改正前の金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を得たものに限る。）を明らかにしてしなければならない。

第四条 改正法附則第三条第四項において準用する同条第二項の規定により改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三及び第五十九条の七において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をする場合には、当該申出に係る新金融商品取引法第三十四条の二第一項の契約の種類（改正法第十三条の規定による改正前の農林中央金庫法第五十九条の三及び第五十九条の七において準用する改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を得たものに限る。）を明らかにしてしなければならない。

（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）

第五条 第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条の二十六第一項第十八号及び第五十七条の三十一の十一第一項第十八号、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第七条の二十七第一項第十八号及び第五十条の三十一の十一第一項第十八号並びに第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十四第一項第十八

号及び第四百四十七条の十一第一項第十八号の規定の適用については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 2 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第一号二(3)及び第二号ホ(3)並びに第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第一百二十二条第四号八の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。